

IX 新幹線鉄道騒音の状況

1 新幹線鉄道騒音の監視

新幹線鉄道騒音の環境基準の類型を当てはめる地域は、環境基本法第16条第2項に基づき、県知事が定めている。

県内では、県、静岡市、浜松市及び富士市が、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を確認するために、新幹線鉄道沿線地域において調査を実施している。

令和7年度に実施した調査の実施状況は、表IX-1のとおりである。

表IX-1 調査の実施状況

軌道中心からの距離	測定地点数				
	県	静岡市	浜松市	富士市	合計
25 m	7	11	2	5	25
50 m	7	11	2	5	25

2 新幹線鉄道騒音の環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準であり、以下のとおり定められている。

表IX-2-(1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準値

地域の類型	基準値 (dB)
I	70 以下
II	75 以下

(注) 基準値を示す指標は、列車ごとの最大騒音レベルの平均値 ($L_{A, Smax}$ 、単位デシベル(dB)) である。

表IX-2-(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表に規定する区域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに都市計画区域内の用途地域の定めのない地域
II	別表に規定する区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいう。

別表

静岡県内に敷設された新幹線鉄道の軌道の中心線から両側にそれぞれ400メートル以内の区域（富士川、安倍川、大井川及び天竜川の橋りょうに係る部分については別図1から4までに表示する区域とし、トンネル、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条の規定により定められた工業専用地域、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域、地方自治法(昭和22年法律第617号)第252条の19第1項の指定都市市内を含む区域（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定する地域が2以上の市町の区域となる場合を除く。）及び別図5に表示する区域を除く。）
--

別図1から5まで（省略）

3 新幹線鉄道騒音の調査結果

新幹線鉄道沿線地域において測定した結果、軌道から 25 m の調査では 25 地点のうち 14 地点 (56.0 %)、軌道から 50 m の調査では 25 地点のうち 22 地点 (88.0 %) で環境基準を達成した。

表IX－3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況

No.	測定地点	地点側の軌道 (上下線別)	類型	基準値 (dB)	軌道から 12.5m		軌道から 25m		軌道から 50m	
					評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否
1	三島市若松町	上	I	70	—	—	69	○	64	○
2	沼津市西沢田	上	I	70	—	—	69	○	66	○
3	焼津市大栄町	下	I	70	—	—	67	○	66	○
4	藤枝市高柳	上	II	75	—	—	69	○	65	○
5	島田市阪本	下	I	70	—	—	69	○	66	○
6	掛川市長谷	下	II	75	—	—	72	○	68	○
7	磐田市東貝塚	上	I	70	—	—	70	○	69	○
8	静岡県駿河区石部	下	I	70	—	—	72	×	66	○
9	静岡市駿河区鎌田	上	I	70	—	—	73	×	68	○
10	静岡市駿河区曲金	下	I	70	—	—	69	○	65	○
11	静岡市駿河区栗原	上	II	75	—	—	72	○	67	○
12	静岡市清水区中之郷	下	I	70	—	—	68	○	67	○
13	静岡市清水区長崎南町	上	I	70	—	—	71	×	67	○
14	静岡市清水区渋川	下	II	75	—	—	72	○	68	○
15	静岡市清水区袖師町	下	I	70	—	—	69	○	64	○
16	静岡市清水区横砂	上	I	70	—	—	72	×	72	×
17	静岡市清水区谷津町	下	I	70	—	—	71	×	65	○
18	静岡市清水区由比阿僧	下	I	70	—	—	69	○	67	○
19	富士市境	下	I	70	—	—	73	×	71	×
20	富士市江尾*	下	I	70	—	—	75	×	73	×
21	富士市川尻	上	I	70	—	—	71	×	68	○
22	富士市前田	上	II	75	—	—	71	○	69	○
23	富士市宮島	上	I	70	—	—	71	×	66	○
24	浜松市中央区鶴見町	下	I	70	—	—	73	×	69	○
25	浜松市中央区舞阪町	上	I	70	—	—	72	×	69	○

(注) 基準値及び評価値は、列車ごとの最大騒音レベルの平均値 ($L_{A, Smax}$ 、単位デシベル(dB)) である。

*鉄橋部における測定